

令和元年台風第15号および台風第19号により被害を受けられた皆さまへ

このたびの台風により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井 健司）は、被害を受けられた皆さまに対する支援を目的として、災害救助法適用地域においては以下のお取扱いを実施いたします。

1. 災害救助法適用地域の特別お取扱いについて

災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまには、保険料のお払い込みおよび保険金・給付金・契約者貸付のお支払いについて特別のお取扱いを実施いたします。適用地域などにつきましては以下よりご確認ください。

[災害救助法適用地域の特別お取扱いについて](#)

2. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用について

(1) 対象地域

- ①「令和元年台風第15号」による災害救助法の適用となる地域
- ②「令和元年台風第19号」による災害救助法の適用となる地域

(2) 対象契約

(1)の対象地域に居住し、以下(3)の受付期間中に新規契約者貸付を行った個人保険および個人年金保険契約。

(3) 受付期間

- (1)－①の地域：2019年9月8日から2019年11月30日まで
- (1)－②の地域：2019年10月12日から2019年12月31日まで

(4) 特別金利

年利0.0%

(5) 特別金利の適用限度

貸付可能額全額

(6) 特別金利適用期間

- (1)－①の地域：貸付日から2020年3月31日まで
- (1)－②の地域：貸付日から2020年4月30日まで

3. 入院給付金のお取扱いについて

弊社では、約款規定にもとづき、病院または診療所において医師による入院治療を受けられた場合に入院給付金をお支払いしておりますが、このたびの台風では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所での入院による治療がお受けになれないケースが想定されることを踏まえ、別紙のお取扱いを実施いたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9:00～18:00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

入院給付金のお取扱いについて

1. 台風による災害によりケガで入院された場合について

このたびの台風による災害によりケガで入院されたお客さまが、給付金請求に必要な診断書のお取寄せができない場合には、病院または診療所の発行した領収証などをご提出いただくことにより入院給付金をお支払いいたします。

なお、被災地などの事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後に入院された場合は、お申出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

2. 台風による影響のため退院が当初の予定より早まった場合について

ケガまたは病気により引き続き入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により、退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

3. 台風による影響のため病院に入院できなかった場合について

ケガまたは病気で入院治療の必要性があったものの、病院が満床であるなどの理由により入院できず、臨時施設などで医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅・避難所などで療養された場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書などをご提出いただくことにより、当該期間についても入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

※ 入院給付金ご請求のお取扱いについては、ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応させていただきますので、弊社までご相談ください。

※ 保険金・給付金のご請求の時効につきましては、従来より3年を経過していても、可能な限りお支払いをさせていただいております。